

災害時における避難所等での 訪問サービスの提供等に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とウコウコヤオ株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区地域防災計画に基づき、江戸川区内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う避難所等での訪問サービスの提供、区内の在宅サービス利用者の安否の確認等を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合その他同号に規定する災害に準ずるものとして区長が認めた場合をいう。

（2）避難所等 江戸川区地域防災計画に定める避難所や福祉避難所等をいう。

（協力申請）

第3条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）避難所等で、居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションその他の居宅介護サービス（以下「訪問サービス」という。）の提供。

（2）在宅サービスを利用する区内に住所を有する者の安否確認。

（3）その他甲乙協議により必要と認める業務。

2 前項の要請は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、甲が指定する連絡責任者が、乙に対して口頭、電話等により要請し、速やかに書面を提出するものとする。

（報告等）

第4条 乙は、前条第1項に基づき協力したときは、報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、事業者が第3条に規定する訪問サービスに要した経費（介護保険法第18条に規定する保険給付の対象となるサービスを除く。）を負担するものとする。ただし、経費の範囲及び額については、甲乙協議の上決定するものとする。

2 前項の経費以外の経費については、内閣府が定める災害救助事務取扱要領、災害時における国等からの通知等を踏まえ、甲乙協議の上、決定する。

3 乙は、第1項の経費について前条の規定による報告とともに、甲の確認を受けた後に請求書（第3号様式）により請求するものとする。

4 甲は、前項に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(補償等)

第6条 甲は、本協定に基づき訪問サービス等に従事した者が、それらの業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日条例第10号)の規定に基づき、補償するものとする。

2 甲又は乙が、本協定に基づく避難所等での訪問サービス等の実施に当たって、各々の責めに帰すべき事由により甲又は乙若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負うものとする。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は、連絡体制及び連絡手段等を毎年度当初に相互に通知するものとする。

(事業所一覧)

第8条 乙は、事業所の一覧を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の一覧に変更が生じたときは、速やかに、甲に届け出るものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

(守秘義務)

第10条 乙は、第3条に規定する協力申請により知り得た個人情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。この協定の満了後についても、また同様とする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申出がない場合、本協定は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定細目)

第12条 本協定を実施するため必要な細目は別に定めることができるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年12月23日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号

江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都台東区下谷1丁目11番15号ソレイユ入谷4階
ウコウコヤオ株式会社
代表取締役 西ヶ谷 正人